

厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その8）」が出されました。

保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は濃厚接触者となり出勤ができない場合における施設基準の取扱いについて、令和2年2月14日付の同「臨時的な取扱いについて」にある、一時的に施設基準を満たすことができなくなる場合と同様の扱いとするとの事務連絡。月平均夜勤時間数や1日当たり勤務する看護要員の数、看護要員と入院患者の比率、看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率について、1割以上の一時的な変動となっても、変更の届出の必要はなく、「DPC制度への参加等の手続きについて」に規定する「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出も行わなくてもよい。

様式9号更新

保団連が監修している「様式9号 Excel表」が改定に合わせて更新されています。4月以降は新しい「様式9号 Excel表」をご活用ください。保団連ホームページからか、「様式9 ドットコム」で検索してください。

新型コロナウイルス感染症関連記事

- ・ 県内7人感染計33人 初のクラスターも (2020.4.6 高知新聞)
- ・ オンラインや電話診療、受診歴ない患者も容認 (政府方針)
(2020.4.6 日本経済新聞)
- ・ 8,000病院の体制一元把握 政府、自治体に情報提供
(2020.4.6 日本経済新聞)
- ・ 東京新型コロナ1,000人超 新たに143人 連日3桁
(2020.4.6 高知新聞)

保団連が特設HPを開設

厚労省は、新型コロナウイルス感染症対策で診療報酬上の臨時的取り扱い等を通知し、医療機関に対応を求めています。保団連は新型コロナ対策の特設ホームページを設け、厚労省の事務連絡や、保団連の政府・厚労省への要望などを掲載しています。

保団連のホームページを検索いただき「新型コロナウイルス感染症対策特集」の項目をごらんください。

本日発送します保団連新聞にもQRコードが掲載されています。